

第 77 回（特別冬季）国民体育大会近畿ブロック大会における
新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針 第 3 版（2021 年 10 月 16 日）」（公益財団法人日本スポーツ協会）に基づき、「感染を拡げないために」及び「イベントを開催されるにあたって」（京都府）、「イベント開催における新型コロナウイルス感染予防対策について」（滋賀県）、「イベント開催等における感染防止対策について」（大阪府）、「イベント開催にあたっての方針について」（兵庫県）、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン（令和 3（2021）年 12 月）」（いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン等を参考に、第 77 回（特別冬季）国民体育大会近畿ブロック大会の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインの事項が、第 77 回（特別冬季）国民体育大会近畿ブロック大会開催における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅してはいないため、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認し、十分な対策を講じていただきたい。
- ※ 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行っていきます。

第 77 回（特別冬季）国民体育大会近畿ブロック大会京都府実行委員会

【第 1 版】 2022 年 5 月 2 日

1 目的

本ガイドラインは、第77回（特別冬季）国民体育大会近畿ブロック大会（以下「近畿ブロック大会」とする。）開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行い、改訂内容は京都府実行委員会事務局（公益財団法人京都府スポーツ協会）ホームページ等で周知する。

2 対象競技

本ガイドラインは、近畿ブロック大会実施競技を対象とする。

3 共通予防対策

近畿ブロック大会の開催にあたり、全ての参加者個々人が、感染予防対策を確実に実行することが感染拡大の基本である。以下の事項を感染予防対策の基本とし、各競技団体においては、競技特性に応じた予防対策の確実な実行に向けて準備・運営にあたる。

<近畿ブロック大会における共通予防対策>

- 手指消毒の励行、手洗いの徹底
- 競技及びウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ソーシャルディスタンスの確保
- 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避（できる限り「ゼロ密」を目指す）
- 禁煙の推奨
- 毎日の健康と行動の記録（健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下、「健康アプリ」という）の利用又は体調管理チェックシートの記入）の事前提出・必要に応じた事後報告
- 体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）の参加自粛
- 大声での会話・応援の自粛
- 接触確認アプリ「COCOA」及び京都府の「新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）」の利用推奨
- 大会期間中の会食の自粛・食事中的会話の自粛
- 選手、関係者、観客などのゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
- 諸室、共用物品の消毒の徹底
- ワクチン接種の推奨

4 役割分担

(1) 京都府実行委員会

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へガイドラインの周知を行う。
- ② 新型コロナウイルス対策室を設置し、関係者への情報提供、行政や医師会との連携を行い、近畿ブロック大会前後の新型コロナウイルス感染症に関わる一切の業務を取り仕切ることとし、関係者に対して、連絡先を明示する。
- ③ 競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、基準を定める。

(2) 競技団体

- ① 関係者（競技役員、競技補助員、審判、運営スタッフ、報道員等）の体調把握を行う。
- ② 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止策を講じた競技運営を実施する。
- ③ 競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、京都府実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④ 健康管理アプリまたは体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）により参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（選手団、競技役員、競技補助員）についてはとりまとめを行う。
- ⑤ 競技補助員等として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努める。

(3) 選手団

- ① 各競技（種別・種目）の責任者は、健康アプリ等により選手・監督・チームスタッフ（予備登録選手・トレーナー等を含む）の体調把握を行う。
- ② 競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、京都府実行委員会が定める基準に沿って対応する

(4) 本部役員

- ① 各府県体育・スポーツ協会の責任者は、健康管理アプリ等により大会参加関係者（各府県体育・スポーツ協会役員・事務局職員等）の体調把握を行う。
- ② 競技会開始日以前、競技会実施日、競技会終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、京都府実行委員会が定める基準に沿って対応する。

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手団（選手・監督・チームスタッフ（予備登録選手・トレーナー等を含む））

- ① 健康管理アプリ等により、競技会実施日の14日前からの起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート（様式1）により記録する（以下同じ）。

- ② 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式1）により記録を行う場合は、受付時に競技団体へ提出する。
- ③ 入場時には検温を受ける。
- ④ 競技及びウォームアップ実施以外は、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員・審判・運営スタッフ等

- ① 健康管理アプリ等により、競技会実施日の14日前からの起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
- ② 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式1）により記録を行う場合は、受付時に競技団体へ提出する。
- ③ 入場時には、検温を受ける。
- ④ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 報道員

- ① 健康管理アプリ等により、競技会実施日の14日前からの起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
- ② 氏名・所属先及び連絡先の提出等、各競技団体の要請に協力する。
- ③ 入場時には、検温を受ける。
- ④ 会場内では、原則としてマスクを着用する。
- ⑤ 取材人数は、出来る限り少なくし、囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンスを確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(4) 視察員

- ① 健康管理アプリまたは体調管理チェックシートにより、競技会実施日の14日前からの健康状態を確認する。
- ② 氏名・所属先及び連絡先の提出等、各競技団体の要請に協力する。
- ③ 入場時には、検温を受ける。
- ④ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(5) 観客

- ① 健康管理アプリ等により、競技会実施日の14日前からの起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。
- ② 氏名及び連絡先の提出等、各競技団体の要請に協力する。
- ③ 入場時には、検温を受ける。
- ④ 会場内では、原則としてマスクを着用する。
- ⑤ 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は自粛する。
 - ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - イ) メガホン、トランペット等道具・楽器の使用
 - ウ) タオル、フラッグ等を振り回す

エ) ハイタッチ、肩組み

6 会場内において実施すべき事項（競技団体及び施設管理者において実施）

(1) 競技エリア

① 競技特性に応じた対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

① 受付には、手指消毒用アルコールを設置する。

② 人と人が対面する場所は、透明アクリル板やビニールカーテン等で遮蔽する。

または、フェイスシールドなどを準備し、対応することとする。

③ 参加者が距離をおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置を行う。

(3) 手洗い場所・トイレ

① 手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意する。

② 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める、またはペーパータオルを必要に応じて用意する。（手指を乾燥させる設備は使用しない）

③ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。

④ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意する。

(4) 控室・更衣室などの諸室

① 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避ける。

② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。

③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

④ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

(5) 観客席

① 収容定員のある会場は、収容定員5,000人以下とする。

② 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。

③ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容定員5,000人以下とする。

④ 各競技は、原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、京都府実行委員会と協議の上、無観客の開催とすることを妨げない。

(6) 売店・休憩所等

① 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する。

② 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

- ③ 参加者が身体的距離をにおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置を行う。
- ④ 休憩場所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。設置する備品（テーブル・椅子等）は定期的に消毒する。

7 宿泊・輸送

(1) 宿泊

- ① 最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）を遵守する宿泊施設に配宿できるようブロック大会配宿委託業務担当業者へ協力依頼を行う。

(2) 輸送

- ① 参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用、会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒等の基本的な感染予防を徹底する。

8 監督会議、開始式、表彰式

(1) 監督会議等

- ① 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式

- ① 各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じる。
- ② 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じる。

【参考資料】

<p>日本スポーツ協会新型コロナウイルス対応関連特集サイト https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html</p>	
<p>健康管理アプリケーション「GLOBAL SAFETY」 App Store または Google Play で「GLOBAL SAFETY」と検索してインストールしてください。</p>	
<p>Google Play https://play.google.com/store/apps/details?id=net.gsapp.GlobalSafety&hl=ja&gl=US</p>	
<p>App Store https://apps.apple.com/jp/app/global-safety/id1543996999</p>	
<p>新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA） App Store または Google Play で「接触確認アプリ」と検索してインストールしてください。</p>	
<p>Google Play https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar</p>	
<p>App Store https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458</p>	
<p>京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html</p>	